

借金が返せなくなった。
取り立てが怖くて、
夜も眠れない。

妻と別居中だけど、
子どもに会いたい。

会社が給料を払ってくれない。
どうすればいいんだ。

死亡した父の借金を
払いたくありません。
どうすればいいですか。

子どもの養育費の
約束をしたのに
払ってくれない夫に
払わせる方法は
ありますか。

ネットオークションで
詐欺にあいました。
どうしたらいいですか。

経済的に余裕がない場合の 無料法律相談ができる場所一覧

法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。



法テラス長崎
0570-078362
〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F
●相談時間:
週3回13:00～16:00
●相談の種類:一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)
クレジット・サラ金相談
●JR「長崎駅」徒歩20分
●長崎県営バス・長崎バス「興善町」停留所徒歩3分
●路面電車「めがね橋電停」徒歩3分



法テラス五島法律事務所
0503383-0516
〒853-0018
五島市池田町2-20
●「お嬢前」停留所徒歩3分
●「銀行前」停留所徒歩3分
●「ターミナルホテル前」停留所徒歩4分

●登録弁護士、司法書士の事務所における相談
お近くの法テラス協力事務所(弁護士、司法書士事務所)で無料法律相談が受けられる制度です。
最寄りの事務所をご紹介します。
●長崎県弁護士会の法律相談センターでも法律相談援助が受けられます。
・長崎法律相談センター(長崎市)
長崎県弁護士会 電話:095-824-3903
・佐世保法律相談センター(佐世保市)
長崎県弁護士会佐世保支部 電話:0956-22-9404



法テラス佐世保法律事務所
0503383-5516
〒857-0806
佐世保市島瀬町4-19
バードハウジングビル402
●西肥バス「島瀬町」停留所徒歩1～2分
●MR(松浦鉄道)「中佐世保駅」または「佐世保中央駅」より徒歩10分
●JR「佐世保駅」より上記バスもしくはMRを利用、約5分



法テラス対馬法律事務所
0503383-0517
〒817-0013
対馬市厳原町中村606-3
おたビル3F
●「農協前」停留所徒歩1分
●「警察署前」停留所徒歩1分



法テラス壱岐法律事務所
0503383-5517
〒811-5133
壱岐市郷ノ浦町本村触550
番地1 海陽ビル2階
●壱岐警察署徒歩1分



法テラス平戸法律事務所
0503383-0468
〒859-5121
平戸市岩の上町1507-1
NTT平戸ビル本館2F
●西肥バス「平戸市役所前」停留所徒歩3分平戸警察署向かい



法テラス雲仙法律事務所
0503383-5324
〒854-0514
雲仙市小浜町北本町14-3
雲仙市小浜老人福祉センター2F
●鳥鉄バス「小浜ターミナル」徒歩1分

一部の相談場所では、Webで予約をとることができます。
詳細は、右の2次元コードよりご確認ください。



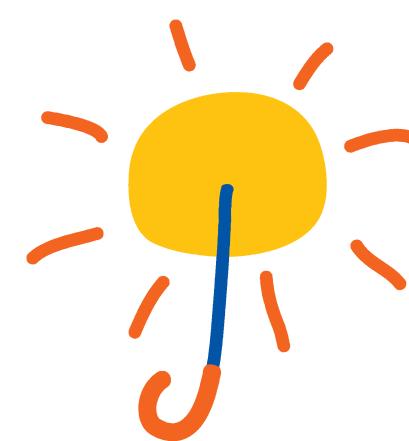
日本司法支援センター 法テラス

誰に相談したらいい?

弁護士、司法書士の費用が心配。

こんなこと聞いていいのかな?

犯罪の被害にあってしまった…



まずは法テラスへ。

はじめてご利用される方は
まず法テラス・サポートダイヤルへお電話ください。

0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600
ホームページでは、チャット、メールによるお問合せも24時間受け付けています。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

隣の家から騒音が聞こえる。
誰に相談したらいいの。

中古の家を買ったら
雨漏りがひどい。
どうすればいい。

隣の家がゴミ屋敷になっている。
誰に相談したらいいの。

職場の上司からのイジメがますますひどくなって
いるんです。

スマホで無料のゲームをしていたのに
20万円請求されました。

弁護士に相談したいけれど、
費用が払えない。

おじいちゃんの物忘れが最近ひどくなった。
悪い人にだまされてないか心配。
どうしたらいいの。

大家さんから急に家賃を値上げすると
言われた。

別れた彼氏から脅かされています。

そんな時は法テラスに
ご相談ください。

相談 の 手順

1

電話する

法テラスの利用方法やトラブル解決に
役立つ情報を丁寧にご案内します。
お問合せはご本人でなくてもかまいません。
ご家族、ケースワーカー、医師、
支援している方、自治体職員の方どうぞ。

法テラス・サポートダイヤル
おなやみなし
0570-078374

IP電話からは03-6745-5600
ホームページでは、チャット、メールによる
お問合せも24時間受け付けています。

犯罪の被害にあわれた方や
そのご家族は専用ダイヤルへ
なくことないよ
0120-079714

IP電話からは03-6745-5601
ホームページでは、チャット、メールによる
お問合せも24時間受け付けています。

平日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時
祝日・年末年始を除く

2

弁護士・ 司法書士に 相談する※

経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度が
あります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や
預貯金額などで決まります。詳しくは、右ページをご覧ください。

※対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による
法律相談が受けられる場合があります。

※一部相談場所では、Web上で法律相談の予約を取ることが
できます。

3

弁護士・ 司法書士に 依頼する

経済的に余裕のない方には、
弁護士費用や司法書士費用等を
立て替える制度があります。
「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは
収入や預貯金額などで決まります。毎月1万円ずつ、
もしくは5千円ずつというように分割でご返済いただきます。
生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。
詳しくは、右ページをご覧ください。

4

解決に向かう

困ったら、まずはお電話ください。

法テラスHP



無料法律相談

弁護士・司法書士費用等の立替え

申込み

- 収入・家族構成(右面・基準A)
 - 現金・預貯金額(右面・基準B)
- をお伺いします。
右面の①及び③いずれも満たしている場合、
無料法律相談の予約をお取りします。

無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替
制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望
される方には、審査を受けていただきます。

審査

- 審査では右面の①～③の条件を全て満たす
必要があります。審査に必要な書類は
- 資力を証する書類
(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、
生活保護受給証明書など)
 - 住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載がある
もの、マイナンバーの記載は不要)
 - 事件関係書類
 - 立替金返済用の口座に関する書類
などです。

援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準
に基づき弁護士・司法書士費用等(着手金・
実費等)を決定します。
費用等は法テラスがご本人に代わって弁護
士・司法書士に支払い、ご本人には原則とし
て、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは
5,000円ずつというように分割でお支払い
いただきます(無利息)。

事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラス
の基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金
およびその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、立替費用の返済
の猶予・免除を受けられる場合があります。
※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支
払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。

①資力が一定基準以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者
の収入・資産を合算した金額で判断します。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

基準 A

収入が一定基準以下であること。
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の
目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円 (200,200円)	251,000円 (276,100円)	272,000円 (299,200円)	299,000円 (328,900円)

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲
内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

基準 B

保有資産が一定基準以下であること。
資産の基準は以下のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円	250万円	270万円	300万円

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成
援助の際は不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども資産
に含みます。

②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがある
もの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または
権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



着手金・実費等の例【消費税率は10%で計算(税込)】

代理援助

500万円の請求訴訟	255,000円
金銭請求のない離婚訴訟	266,000円
債権者10社の自己破産	155,000円

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。
※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

書類作成 援助

訴状作成	42,500円
自己破産申立書等作成 (債権者20社まで)	105,000円